

様

福岡市長 印

立証要求書

福岡市消費生活条例第15条第2項の規定により、あなたが供給する商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与える疑いがあると認められますので、下記のとおり当該商品又はサービスが当該危害又は損害を生じさせるものではないことについての立証を求めます。

なお、立証のための行為をせず、又は虚偽の資料若しくは方法によりこれをしたときは、同条例第27条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 商品又はサービスの名称

2 立証を求める理由

3 立証を求める事項

4 提出期限 年 月 日

5 提出先 福岡市 局 部 課

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

勧告書

あなたが供給する商品又はサービスは、福岡市消費生活条例第15条第3項に規定する危険な商品又はサービスであると認められますので、同項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 商品又はサービスの名称

- 2 危険な商品又はサービスであると認められる理由

- 3 是正措置の内容

- 4 履行期限 年 月 日

- 5 報告先 福岡市 局 部 課

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

勧告書

あなたが供給する商品又はサービスは、福岡市消費生活条例第17条第2項の表示基準第18条第4項の包装等基準に
違反していると認められますので、同条例第17条第5項
同条例第18条第5項において準用する同条例第17条第5項^の
規定により、下記のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第27条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

- 1 商品又はサービスの名称
- 2 違反していると認められる理由
- 3 是正措置の内容
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告先 福岡市 局 部 課

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

公表通知書

福岡市消費生活条例第16条の規定に基づき、あなたが供給する商品又はサービスに起因する消費者の生命若しくは身体への重大な危害又は財産への重大な損害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めため、下記のとおり公表しましたのでお知らせします。

あなたは、直ちに公表に係る商品又はサービスの供給中止、当該商品の回収その他の危害又は損害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければなりません。

つきましては、必要な措置をとったうえ、その状況を下記のとおり報告してください。

記

1 商品又はサービスの名称

2 公表理由

3 公表内容

4 報告期限 年 月 日

5 報告先 福岡市 局 部 課

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

公表通知書

福岡市消費生活条例第23条の規定に基づき、あなたが行っている不当な取引行為に起因する多数の消費者への被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めたため、下記のとおり公表しましたのでお知らせします。

記

1 不当な取引行為の内容

2 公表理由

3 公表内容

4 報告先 福岡市 局 部 課

様

福岡市長 印

報告等要求書

福岡市消費生活条例第26条第1項の規定により、下記のとおり報告又は資料の提出を行って
ください。

なお、正当な理由なく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出
をしたときは、同条例第27条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を
公表することがあります。

記

1 報告又は資料の提出を求める事項

2 報告又は資料の提出を求める理由

3 報告又は資料の提出期限 年 月 日

4 報告・提出先 福岡市 局 部 課

様

福岡市長 印

商品等提出要求書

福岡市消費生活条例第26条第2項の規定により，下記のとおり商品等の提出を行ってください。

なお，正当な理由なく商品等の提出を拒んだときは，同条例第27条第1項の規定により，あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 商品等の提出を求める事項

2 商品等の提出等を求める理由

3 商品等の提出期限 年 月 日

4 提出先 福岡市 局 部 課

(表)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0 0 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">所 属 職氏名</p> <p style="margin: 20px 0 0 40px;">上記の職員は、福岡市消費生活条例第26条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。</p> <table style="width: 100%; margin: 10px 0 0 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">発行年月日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 40px;">福岡市長 印</p>	発行年月日	年	月	日	有効期限	年	月	日
発行年月日	年	月	日					
有効期限	年	月	日					

(裏)

<p>福岡市消費生活条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第26条 市長は、第15条、第17条、第18条、第22条及び前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の事務所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、当該立入調査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>（公表）</p> <p>第27条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>(1), (2) 省略</p> <p>(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2, 3 省略</p>
--

補償請求書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

請求者住所
氏名 印
(法人にあっては, 所在地, 名称及び代表者氏名)

福岡市消費生活条例第26条第4項の規定に基づく補償を受けたいので, 次のとおり請求します。

(1) 補償請求の事由	提出した商品等の名称 及び数量	
	提出した年月日	
	提出先	
(2) 請求に係る補償額の総額及びその内訳		

添付書類

上記(2)の補償額を算出する基礎となる資料

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

補償額決定通知書

年 月 日付で請求のありました商品等の提出に係る補償につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 決定額 円

2 内訳

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この決定に対して異議申立てを行った場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。

福岡市消費者訴訟資金貸付申込書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申込者住所

氏名

印

福岡市消費生活条例及び福岡市消費生活条例施行規則の規定により，次のとおり訴訟資金の貸付けを受けたいので，関係書類を添えて申し込みます。

被害額	円	訴訟の目的の価額	円
訴訟に要する費用の額	円	貸付申込額	円
被害者	(ふりがな) 氏名	職業	
	生年月日	申込者との関係	
	住所 〒	電話番号	()
相手方	住所 (所在地)		

	氏名 (名称)		

	代表者氏名		

相手方	住所 (所在地)		

	氏名 (名称)		

	代表者氏名		

裁判所名			
備考			

添付書類

- 1 住民票の写し 2 被害概要書 3 民事訴訟手続等の費用支払予定額調書

被害概要書

<p>被害の内容</p> <p>〔 ・被害を受けた日時及び場所 ・被害の経過，被害の程度，被害額及びその内訳 〕</p>	
・同一又は同種の原因による被害を受けた消費者	
氏名	住所

民事訴訟手続等の費用支払予定額調書

費用区分	内訳	支払予定額	支払予定年月日	貸付申込額
民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に納めるべき費用		円	年 月 日	円
弁護士又は司法書士に支払う費用		円	年 月 日	円
その他民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用		円	年 月 日	円
合 計	/	円	/	円

様

福岡市長 印

福岡市消費者訴訟資金貸付決定通知書

年 月 日付で申込みのありました訴訟資金の貸付けについては、下記により貸し付けることに決定しましたので、通知します。

なお、この通知書を受けた日から14日以内に契約書に關係書類を添えて提出してください。

記

1 貸付決定額 円

2 貸付決定額の内訳

民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に納めるべき費用	円
弁護士又は司法書士に支払う費用	円
その他民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用	円
合計	円

福岡市消費者訴訟資金貸付契約書

年 月 日貸主福岡市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（金銭の貸借）

第1条 甲は、乙に対し訴訟資金として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（利息及び返還方法）

第2条 貸付金は、無利子とする。

2 乙は、貸付金については、訴訟の終了の日から6月を経過した日までに、全額を一括して返還しなければならない。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害、疾病、失職その他返還期限内に貸付金を返還することができないやむを得ない事情があると認める場合は、貸付金の返還期限を延長し、又は貸付金を分割して返還させることができる。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付金を消費者訴訟に必要な経費に使用しなければならない。

（連帯保証）

第4条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約による乙の甲に対する債務について履行の責に任ずる。

（即時返還）

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲の請求に応じて、直ちに、貸付金の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸付金を目的外に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。
- (3) 訴え又は申立てを取り下げたとき。
- (4) 確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、福岡市消費生活条例及び福岡市消費生活条例施行規則の規定に違反し、又は甲の指示に従わないとき。

（違約金）

第6条 乙は、正当な理由なく返還期限（第2条第3項の規定により返還期限を延長した場合は、延長後の返還期限。以下この条において同じ。）までに貸付金の返還を行わないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき貸付金の額について年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（届出事項）

第7条 乙は貸付金の返還完了に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1) 訴えを提起し、又は民事保全の命令若しくは執行の申立て若しくは強制執行の申立てを行ったとき。

- (2) 訴えを提起されたとき。
- (3) 民事訴訟手続等が終了したとき。
- (4) 訴えについて請求の趣旨を変更したとき。
- (5) 乙の住所又は氏名の変更があったとき。
- (6) 民事訴訟手続等の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地又は代表者の変更があったとき。
- (7) 連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があるとき。

(訴訟の経過の報告等)

第8条 乙は、甲から貸付金に係る民事訴訟手続等の進捗状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、資料の提出、報告又は説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、福岡市消費生活条例及び福岡市消費生活条例施行規則によるものとする。

この契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人記名押印のうえ、甲乙が各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主甲	福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市 福岡市長	印
借主乙	住所 氏名	印
連帯保証人	住所 氏名	印

福岡市消費者訴訟資金追加貸付申込書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申込者住所

氏名

印

福岡市消費生活条例及び福岡市消費生活条例施行規則の規定により、下記のとおり訴訟資金の追加貸付けを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

追加貸付申込額	円
既貸付金に係る契約締結年月日	年 月 日
既貸付金の額	円
申込みの理由	

添付書類 1 民事訴訟手続等の費用支払予定額調書 2 収支精算書

収支精算書

費用区分	内訳	貸付決定額	支払年月日	支払額	残額
裁判所に納める費用		円	年 月 日	円	円
弁護士又は司法書士に支払う費用		円	年 月 日	円	円
その他民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用		円	年 月 日	円	円
合計		円		円	円

福岡市消費者訴訟資金返還期限延長・分割返還申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者住所
氏名

印

年 月 日付で交付を受けた貸付金について 返還期限の延長
分割返還 をしたいので、
下記のとおり申請します。

記

貸付金の額	円
返還期限	年 月 日
訴訟の終了年月日	年 月 日
返還期限の延長・分割返還による返還期限	金 額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
計	円
理由	

添付書類 返還ができないことを証する書類

様

福岡市長 印

福岡市消費者訴訟資金返還期限延長・分割返還承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった貸付金の返還期限延長・分割返還については、下記により承認したので通知します。

記

貸付金の額	円
返還期限延長・分割返還による返還期限	金額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
計	円

注1 返還期限までに納入通知書により福岡市指定金融機関及び福岡市指定代理金融機関に払い込み下さい。

2 返還期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の違約金を支払うことになります。

福岡市消費者訴訟資金返還債務免除申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者住所

氏名

印

年 月 日付けで交付を受けた貸付金の^{全部}_{一部}の免除を受けたいので、福岡市消費生活条例施行規則第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

貸付金の額	
返還期限	
減額・免除申請額	
申請理由	

添付書類

- 1 返還することができないことを証する書類
- 2 借受金の使途を証する書類

様

福岡市長 印

福岡市消費者訴訟資金返還債務免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった貸付金の免除については、下記により免除することにしたので、通知します。

記

貸付金の額	円
免除額	円
返還額	円
返還期限	年 月 日